

(写)

宝監第16号
平成22年5月18日
(2010年)

請求人様

宝塚市監査委員 村野一郎
同 井上芳治

「住民監査請求」に係る監査結果について

平成22年3月24日付けで提出のありました住民監査請求について、地方自治法第242条第4項の規定により、監査の結果を別紙のとおり通知します。

第1 請求の受理

本請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、平成22年4月6日にこれを受理しました。

第2 監査の実施

平成22年4月16日に請求人に対し、地方自治法（以下「法」という。）第242条第6項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を設けました。

監査は、市から提出された書類による調査及び平成22年4月30日に市議会事務局職員（議会事務局長、次長、総務課長）（以下「市関係職員」という。）からの事情聴取等によって実施しました。

なお、議会選出の伊福義治委員については、本件監査請求について利害関係がありますので、法第199条の2の規定により除外しました。

第3 請求の要旨

請求人から提出された職員措置請求書及び陳述によると、本件住民監査請求の要旨はおおむね次のとおりです。

1 請求の理由及び内容について

平成20年4月から平成21年3月までの間の宝塚市議会議員の政務調査費に係る領収書等を、平成21年11月20日から平成22年1月29日までの間に一枚一枚点検を行った。その結果を平成22年2月17日に市議会議長、副議長及び議会事務局に報告し、同時に市議会議長を通じて、議会全会派及び議員全員に同報告書の配布を依頼し、了承された。

同日に議会事務局総務課長を通じて、以下の3名の議員に疑問点を照会したが回答がなかったため監査請求する。

(1) 近石武夫議員（市民ネット宝塚）の切手購入について

下記のとおり切手を購入している。

平成20年10月31日 120,000円（80円切手1,500枚池田郵便局）

平成21年 1月30日 80,000円（80円切手1,000枚宝塚郵便局）

平成21年 3月24日 80,000円（80円切手1,000枚宝塚郵便局）

合 計 280,000円 3,500枚

いずれも、市政報告発送に使用と称している。日頃切手は一枚一枚貼らずに済む別納形式をとって発送しているにもかかわらず、3,500枚の切手を一枚一枚貼る手数のかかる必要性は考えにくい。実際に発送しなかった疑いを持たれてもやむを得ないのではないか。正当性の立証責任有りと判断する。しかも、領収書のあて先も空欄であり、多額の領収書としても不可である。

(2) 北野聰子議員（市民ネット宝塚）の書籍購入について
下記のとおり書籍を購入している。

平成20年5月12日 書籍代3冊 7,500円

「外国人と法」、「環境自治体白書」、「貧困襲来」

支払先 東京都千代田区 （特非）市民がつくる政策調査会

3冊の実物本を見せてくれないことと、領収書の金額がなぞってあることから金額改ざんの疑いがあり、そもそも領収書の金額をなぞってあるものは領収書として不可である。

(3) 伊福義治議員（市民ネット宝塚）の交通費について

下記のとおり交通費を使って大阪市立中央図書館に行っている。

平成21年2月11日 大阪市立中央図書館への交通費 1,000円（阪急、
大阪市営地下鉄）

平成21年2月11日 大阪市立中央図書館への交通費 1,000円（阪急、
大阪市営地下鉄）

2月11日付けの図書館貸出票3枚を使っての交通費二重請求の疑いがある。

本の内容から見て、図書館を2度往復するほどの必要性と時間的余裕があったとは思えない。加えて、たまたま行った図書館ではなく、頻繁に通っている図書館である。

2 求める措置

上記3名の議員が所属する会派（市民ネット宝塚）に、平成20年度支給した政務調査費のうち、289,500円は違法又は不当な支出であるので、宝塚市に返還することを請求するよう、宝塚市長に対し勧告することを求める。

第4 請求に係る事実の認定

請求人の請求及び市関係職員からの事情聴取並びに調査に基づき、次のとおり事実を確認しました。

1 政務調査費の目的及び使途の制限について

(1) 市関係職員から「政務調査費は、法及び宝塚市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、宝塚市議会議員が行う調査研究に資するために必要な経費の一部として交付されるものである。このため、条例第5条に規定されているように、使途基準に従って支出されるものとされており、市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならないとされている。」旨の説明を受けました。

(2) 条例では、交付対象、使途基準、経理責任者、収支報告書の提出、政務調査費の返還等について、宝塚市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）では、条例に基づき、交付申請、交付決定、使途基準、会計帳簿の調整保管等について規定しています。

(3) 今回の請求に関する政務調査費の使途基準については、規則第5条別表により以下のとおりです。

ア 調査費 調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費で次のようなものです。

旅費、交通費等

イ 資料作成・購入費 調査研究活動のために必要な資料の作成又は図書、資料等の購入に要する経費で次のようなものです。

資料作成費、翻訳料、書籍・新聞等購入代等

ウ 広報費 調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするに要する経費で次のようなものです。

広報紙・報告書印刷費、送料、会場費等

(4) 政務調査費の交付及び返還について

政務調査費の交付方法は、条例第3条第2項において、「政務調査費は、各四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。」と規定されており、四半期ごとに年4回交付されています。

また、条例第8条では、「市長は、政務調査費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命じることができる。」と規定されています。

(5) 政務調査費に係る条例、規則及びマニュアルの制定について

昭和47年6月 宝塚市議会調査研究費の交付に関する規則施行

同規則に基づき、当初は議員1人当たり月額5千円が、調査研究費として、会派に支給された。その後増額され、平成5年度から、月額10万円となった。

平成13年4月 宝塚市議会政務調査費の交付に関する条例施行

交付額は、議員1人当たり月額10万円で、支給対象は会派に支給することとされた。

平成18年9月 条例改正案が議員提案され可決（平成19年5月1日施行）

これにより、領収書等証拠書類を支出書に添付することが必要となつた。

平成19年4月 政務調査費マニュアル作成（平成19年5月1日適用）

規則の使途基準等について、さらに詳細な基準が定められた。

平成21年4月 政務調査費マニュアル改正

政務調査費の更なる透明化を進めること、使途基準等の見直しが行われた。この改正により切手を大量購入することはできなくなり、また、領収書のあて名は原則として会派名とし、必ずあて名が記載されていることが必要となつた。

2 支出手続者について

本件請求に係る支出手続の権限を有する職員は、次に掲げるとおりです。

(1) 支出負担行為権者とその根拠

議会の事務局に属する事務職員の事務専決規程により、準用する宝塚市職務権限規程別表第1 共通権限事項表「3 財務に関すること。」の表中「15 承認された執行計画の範囲内で、次に掲げる予算の節に係る支出負担行為を決定すること。
(19)負担金、補助金及び交付金 エその他」により、市長であることを確認しました。

(2) 支出命令権者とその根拠

議会の事務局に属する事務職員の事務専決規程により、準用する宝塚市職務権限規程別表第1 共通権限事項表「3 貢献に関すること。」の表中「16 支出を命令すること。(2)その他 イその他」により、議会事務局総務課長であることを確認しました。

3 近石議員の切手購入について

平成20年度の切手購入（5,000円以上）の実績は、次のとおりです。

なお、購入切手はすべて額面80円です。

平成20年10月31日 1,500枚

平成20年11月29日 1,500枚

平成21年 1月30日 1,000枚

平成21年 3月24日 1,000枚

合 計 5,000枚

4 近石議員の切手使用状況について

(1) 使用目的及び使用枚数は、市関係職員が本人に確認したところ、次のとおりです。

市会レポート68号を送付のため 1,500枚

市会レポート69号を送付のため 1,500枚

市会レポート70号を送付のため 1,000枚

市会レポート71号を送付のため 1,000枚

合 計 5,000枚

(2) 別納形式を取らず切手を貼付して発送した理由

市関係職員が本人に確認したところ、次の回答を得た旨の説明を受けました。

ア 受け取る相手に丁寧な気持ちを表すために、年に数回は料金別納ではなく、切手を貼付して送付している。

イ 地域ごとに選任したボランティア（10人～15人）に、市会レポート、あて名シール、封筒、切手をセットで手渡し発送してもらっている。

ウ 切手の管理は切手受払簿で出入りを明らかにしており、送付先についてもパソコンにデータで入力している。

エ 切手を大量購入したとあるが、多くの世帯に年1回市会レポートの発送を心が

けている。

オ 平成21年3月までの政務調査費マニュアルでは、広報誌や報告書を送付するために必要な費用は、支出書に支出先、支出内容を記し領収書を添付することになっていた。したがって切手はだめで、料金別納のみという決まりはなかった。

(3) 切手購入の領収書のあて先が空欄にもかかわらず正当なものとして認めた理由

市関係職員から「郵便局で切手等を購入した場合は、レシート状のあて先が空欄になっている領収書が発行される。郵便事業株式会社に確認したところ、従来からこの様式で領収書として使用しており特に問題はなく、確定申告等の証拠書類としても、あて先が書いてなくても問題はないとのことから、正当な領収書として認めた。」旨の説明を受けました。

(4) 政務調査費を使わずに発送した市会レポートが存在する理由

市関係職員から「平成22年4月30日の近石議員からの文書による回答によると、67号（平成20年9月）は、1,000枚作成して、ボランティアグループによる手配りをお願いした。毎年1,000枚～2,000枚はボランティアグループによる手配りとのことである。」旨の説明を受けました。

(5) 発送した市会レポートの実績に部数の変動がある理由

市関係職員から「平成22年4月30日の近石議員からの文書による回答によると、市会レポートの各号に部数の変動がある理由は、発送準備及び発送を地域のボランティアグループに依頼しており、ボランティアグループの会合の中で、発送地域の状況により枚数を決めているため、各号により部数が変動している。

また、発送枚数が1,000枚とか、1,500枚とか切れの良い数字になっているのは、各ボランティアに100枚～200枚単位で依頼しているため、との回答があった。」旨の説明を受けました。

(6) 切手未使用の有無

市関係職員から「平成22年4月15日に、本人に確認したところ未使用分はないとの回答があった。」旨の説明を受けました。

(7) 切手受払簿及び送付先一覧表の存在とその確認

切手受払簿の存在については、議会事務局を通じて、その写し（氏名、住所を抹消したもの）が5月7日に監査委員事務局に提出され、送付先一覧表については、5月10日に議会事務局総務課長と監査委員事務局職員が、近石議員のパソコンの画面上で確認しました。送付先一覧表は、各ボランティア単位で管理されており、大量のデータが存在していました。

5 北野議員の書籍購入（支出番号4031）について

(1) 購入書籍の書名及び購入金額

外国人と法	（手塚和彰著、株式会社有斐閣、平成17年8月第3版）	3,360円
環境自治体白書	（環境自治体会議、株式会社生活社、2007年版）	3,150円
貧困襲来	（湯浅誠著、山吹書店、平成19年7月初版）	1,575円
値引き		▲585円
合計		7,500円

なお、当該書籍が現に存在することは、平成22年5月7日に監査委員が確認しております、また、同年3月30日には請求人も閲覧しています。

(2) 書籍の領収書の金額欄についての議会事務局の見解

市関係職員から「確かになぞっているが、領収書の発行者が、字がかされた等何らかの理由によりなぞったものと考えている。」旨の説明を受けました。

6 伊福議員の交通費について（支出番号2144、2149）

(1) 請求対象交通費の支出日、支出金額及び支出内容

平成21年2月11日	1,000円	電車賃（大阪市立中央図書館への交通費）
平成21年2月11日	1,000円	電車賃（大阪市立中央図書館への交通費）
合計		2,000円

(2) 請求人が二重請求の疑いがあるとする主張に対する議会事務局の見解

市関係職員から「会派から提出のあった政務調査費支出書が2枚であったため、当初別件の支出と認識したが、再度確認した結果、本人の勘違いにより1日分を重複して支出していたとの申出を受けたものである。」旨の説明を受けました。

7 収支報告書の修正（市民ネット宝塚）について

(1) 平成20年度政務調査費収支報告書の修正

平成22年3月24日に会派から議長に収支報告書の修正が提出され、平成22年3月26日に議長から市長に提出されています。

(2) 修正の理由

北野議員については、支出番号4031の支出書に添付された図書購入費の領収書の金額欄の数字がなぞってあるため取り下げるもの。

伊福議員については、支出番号2149の支出書に係る交通費が、支出番号2144の支出書に係る交通費と重複するため取り下げるもの。

(3) 修正の内容

北野議員	7,500円減額
伊福議員	1,000円減額
合計	8,500円減額

(4) 修正の結果及び返還金の有無

市関係職員から「市民ネット宝塚の修正後の支出額は、11,142,604円となり、政務調査費の既交付額10,700,000円を上回っており、条例第8条に規定する政務調査費の総額から支出した総額を控除しても残余はない。」旨の説明を受けました。

8 政務調査費の交付状況について

平成20年度市民ネット宝塚への政務調査費の交付状況は、次のとおりです。

第1四半期（4月1日から6月30日）

平成20年 4月15日支払、2,700,000円

第2四半期（7月1日～9月30日）

平成20年 7月15日支払、2,700,000円

第3四半期（10月1日～12月31日）

平成20年10月15日支払、2,700,000円

第4四半期（1月1日～3月31日）

平成21年 1月15日支払、2,700,000円

1名減による減額平成21年 2月16日戻入、▲100,000円

合 計 10,700,000円

9 政務調査費に係る議会事務局のチェック体制

市関係職員から「主として総務課長と係長がチェックしており、方法は年度途中に支出書の一部を、期末に収支報告書及び支出書全件をチェックし、不備があると取下げや補正を依頼している。」旨の説明を受けました。

第5 監査の結果

1 結論

今回の請求はいずれも、違法又は不当な公金の支出に当たらず、請求人の求める措置の必要は認められません。

2 理由

(1) 北野議員及び伊福議員に係る返還請求について

北野議員の書籍購入と伊福議員の交通費については、第4の7のとおりそれぞれ該当の支出書の取下げが行われ、これにより平成22年3月26日付で収支報告書の訂正が行われたところです。

訂正後の支出額は、既交付額を超えていたため返還金は発生せず、よって市の損害は発生しません。

(2) 近石議員に係る返還請求について

ア 請求人は、日頃は別納形式により発送しているにもかかわらず、大量の切手を購入し、一枚一枚貼付して発送する必要性はなく、実際に発送していない疑いを持たれても止むを得ないのでないかと主張しています。

別納形式でなく切手で送付した理由については、第4の4のとおり市関係職員から本人に確認したところ「受け取る相手に丁寧な気持ちを表すために、年に数回、地域ごとに選任したボランティアに切手で発送してもらっている。また、切手の管理は切手受払簿で出入りを明らかにし、送付先についてもパソコンでデータ入力している。」旨の説明を受けました。

また、市会レポート67号が切手でも別納形式でも送付されていませんでしたが、「送付状況を調査したところ、ボランティアグループによる手配りであり、発送部数の変動は、ボランティアグループが発送地域の状況により決めている。」との説明がありました。

これらの説明と、第4の4(7)で確認された切手受払簿及び送付先一覧表の存在を前提すると、大量購入した切手を市会レポートの送付用に使用したという説明には合理的理由が認められ、不適正な点は見当たりませんでした。

また、市関係職員が本人に確認したところ、切手の未使用分はないとのことですが、この点も上に述べた送付状況からすると同様に合理的理由が認められます。

イ 「平成21年3月までの政務調査費マニュアルでは、広報誌、報告書を送付するために必要な費用は、支出書に支出先、支出内容を記し領収書を添付することになっており、切手はだめで料金別納でなければならないとの決まりはなかった。」と本人は主張しています。

今回請求対象である政務調査費の使途基準を明示した政務調査費マニュアル（平成19年5月分から適用）を確認したところ、本人の主張に誤りはありませんでした。

ウ 領収書のあて先が空欄であり、多額の領収書としても不可であるとの請求人の主張については、第4の4(3)のとおり議会事務局は、領収書の発行者である郵便局に確認の上、正当な領収書と認めており、特に支障はないものと判断しました。

第6 市長に対する意見・要望

近年、政務調査費について、全国的に住民訴訟や住民監査請求が多数提起され、社会的な関心を呼んでいます。

宝塚市では、これまで社会状況の変化に対応し、適宜使途基準の見直し等が行われており、平成21年4月改訂の政務調査費マニュアルにおいても、今回請求に関連する切手の大量購入や領収書のあて名等について、使途基準が整備されました。

政務調査費については、年度途中、また期末に議会事務局職員が事前のチェックを行っているとの説明を受けましたが、的確なチェック機能の充実は大切です。

提出された収支報告書や添付書類等の点検について一層の充実を図ってください。

また、平成21年4月改訂の政務調査費マニュアルでは、切手の大量購入を制限しています。市関係職員に確認すると、大量とはどのくらいのことをいうのか決めていないとの説明でしたが、一定の基準は必要であると考えます。

市議会とも協議の上、検討してください。